

通所介護及び介護予防通所サービス事業

デイサービス アーチ 向山 運営規程

(事業の目的)

第1条

合同会社はつなみが開設するデイサービス アーチ 向山(以下「事業所」という。)が行う通所介護及び介護予防通所サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態及び要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な通所介護及び介護予防通所サービスの事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- ① 通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- ② 介護予防通所サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者及び事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- ③ 事業の実施にあたっては、関係市町村、東三河広域連合、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイサービス アーチ 向山
- ② 所在地 豊橋市向山町字池下5番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
生活相談員 1名以上
看護職員 1名以上
介護職員 3名以上
機能訓練指導員 1名以上
従業者は、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日とする。12月31日～1月3日・5月3日～5日は休業日とする。※土曜日は1単位目のみ営業
- ② 営業時間 午前8時半から午後5時半までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時10分から午後4時15分までとする。

(利用定員)

第6条 通所介護及び介護予防通所サービスの利用定員は次のとおりとする。

1単位 19名 2単位 4名

(内容及び利用料等)

第7条

事業の内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額もしくは東三河広域連合が定めた額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴(一般浴)
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎

2 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行ったサービスの費用は、30分あたり500円を徴収する。

3 食費は、600円(おやつ代込)を徴収する。

4 おむつ代は、パット50円、リハビリパンツ100円を徴収する。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 持ち帰り夕食弁当は450円を徴収する。

7 第9条に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供する場合実施地域を越えた地点から1km当たり100円を徴収する。

8 当施設でタオルを使用した場合一日50円徴収する。

9 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条

生活相談員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、豊橋市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条

生活相談員等は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条

事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待防止の為の措置に関する事項)

第12条

事業所は虐待発生又はその再発を防止する為、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における虐待の防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における虐待防止の為の指針を整備する。
- ③ 事業所において介護職員、その他の従業員に対し、虐待防止の為の研修を定期的に(年一回)実施する。

- ④ ①～③に掲げる措置を適切に実施する為担当を置くこととする。

(その他運営についての留意事項)

第13条

事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社はつなみと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。